

# 川越市上下水道局

## 令和8年度水質検査計画



(川越市中福受水場配水池)

川越市では、市民の皆様へお届けしている水道水の安全性を確かめるために、検査項目、検査頻度及び公表方法等を定めた「水質検査計画」を毎年策定し、水質検査を行っています。

令和8年度の「水質検査計画」については、以下のとおりです。本計画に基づき水質検査等を行い、更なる水道水質の安全性の確保に努めます。

### 令和8年度水質検査計画の内容

- 1 水質検査計画に関する基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水質の状況及び水質管理上留意すること
- 4 採水地点、水質検査を行う項目及び採水頻度
- 5 臨時の水質検査
- 6 水質検査の方法
- 7 水質検査計画及び検査結果の公表の方法
- 8 関係機関との連携

※昨年度計画からの主な変更点として、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸（PFOS 及び PFOA）が水質基準項目となっています。

## 1. 水質検査計画に関する基本方針

- (1) 検査地点（採水地点）は、水質基準が適用される給水栓（蛇口）で行います。他に浄水場及び水源（取水井戸）においても必要な検査を行います。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている項目（毎日検査項目、水質基準項目）及びより安全な水質を確保するために必要と判断した項目とします。
- (3) 検査頻度（採水頻度）は、水道法に規定されている頻度、過去の水質検査における検出状況等を考慮して、適切な頻度で行います。

## 2. 水道事業の概要

### (1) 給水区域

川越市は、入間川を境に、東と西に大きく給水区域が分かれており、旧市内を中心にした東側は、全市の給水量の概ね75%を、西側は25%を受け持っています。

水道水の水源は、河川水（県水<sup>※</sup>）と地下水から構成されており、その割合は、河川水（県水）が約85%、地下水が約15%となっています。

河川水（県水）は、県営浄水場で浄化された水道水として、中福受水場及び霞ヶ関第二浄水場において受水しています。地下水は、市所有の深井戸から取水しています。これらを合わせて市内へ供給しています。

※県水：埼玉県営浄水場（埼玉県大久保浄水場及び吉見浄水場）において、河川水（荒川・利根川）を浄水処理した水道水

### 給水状況（令和6年度末）

区分	内容
給水人口	352,623人
給水戸数	170,256戸
普及率	99.9%
年間配水量	38,520,857m <sup>3</sup>
1日最大配水量	113,122m <sup>3</sup> (R06.12.31)
1日平均配水量	105,537m <sup>3</sup>

### (2) 施設の概要

市内では、受水場1施設と浄水場7施設が稼働しています。

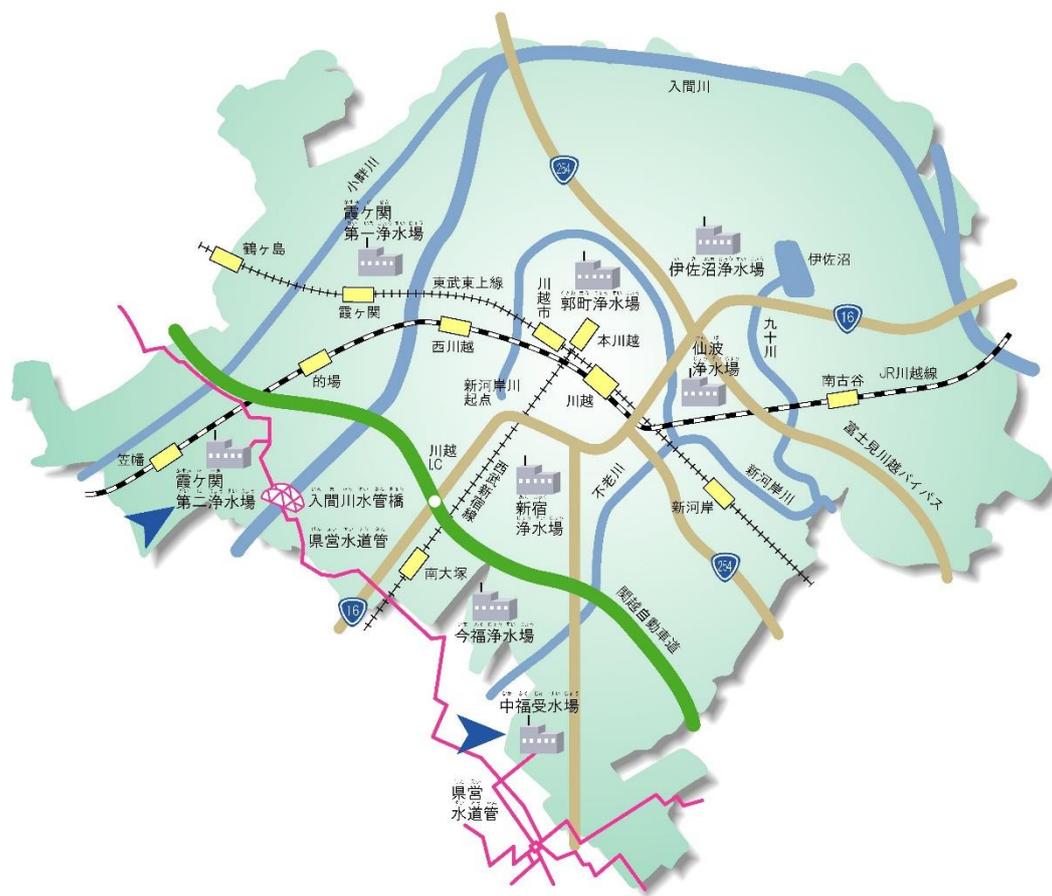
入間川を境にした東側には、県水（大久保浄水場）を受水している中福受水場と地下水を主な水源としている郭町浄水場、新宿浄水場、今福浄水場、伊佐沼浄水場及び仙波浄水場の5つの浄水場が稼働しています。

入間川の西側には、県水（吉見浄水場）と地下水を水源としている霞ヶ関第二浄水場と地下水のみを水源としている霞ヶ関第一浄水場が稼働しています。

川越市は、地下水に恵まれ、水質も清浄で安定していることから、消毒のみの浄水処理にて供給していますが、霞ヶ関第一浄水場、伊佐沼浄水場及び霞ヶ関第二浄水場の水源においては、かつて鉄とマンガンが微量検出していたことから、ろ過機を設置しています。

## 施設概要

	郭町 浄水場	新宿 浄水場	霞ヶ関第一 浄水場	今福 浄水場	伊佐沼 浄水場	仙波 浄水場	霞ヶ関第二 浄水場	中福 受水場
所在地	郭町2丁目19-1	新宿町6丁目10-4	的場2173-18	今福333-1	伊佐沼700	大仙波845-1	笠幡85-2	中福360
敷地面積 (㎡)	3,709.09	4,793.33	5,514.04	3,935.29	10,071.98	9,251.00	11,529.91	21,078.00
開始年月	昭和29年5月	昭和35年10月	昭和41年9月	昭和41年10月	昭和42年7月	昭和46年8月	昭和47年5月	昭和49年7月
水源	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水	地下水 県水	県水 地下水	県水
浄水処理 方法	消毒のみ	消毒のみ	消毒 除鉄 除マンガン	消毒のみ	消毒 除鉄 除マンガン	消毒のみ	消毒 除鉄 除マンガン	なし
井戸数 (本)	4	8	5	5	6	10	3	—



### 3. 水質の状況及び水質管理上留意すること

#### (1) 水道水の状況

水道水は水質基準を全て満足しており、安全で良質な水をお届けしています。

#### (2) 原水から給水栓に至るまでの水質項目

地下水の水源から浄水場出口までの間で留意すべき水質項目は、一般細菌、大腸菌、鉄、マンガン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、アンモニア態窒素、色度、濁度等です。

#### (3) 浄水場出口から給水栓までの間で水質管理上留意すべき水質項目

浄水場出口から給水栓までの間で留意すべき水質項目は、鉄、鉛、総トリハロメタン等の消毒副生成物、臭気、色度、濁度、残留塩素等です。

### 4. 採水地点、水質検査を行う項目及び採水頻度

本市では、法令（水道法）検査が義務付けられている毎日検査項目及び水質基準項目に加えて、水質管理上必要と判断した項目として、水質管理目標設定項目や放射性物質等について検査を行います。検査地点及び頻度については以下のとおりです。

#### 水質検査の概要

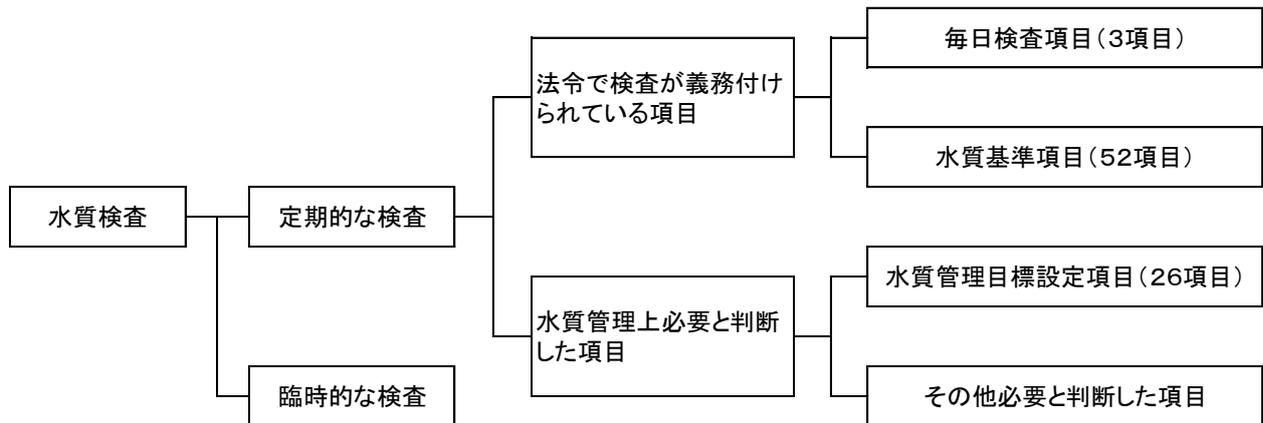
単位：回／年（検査回数）

検査項目\採水（検査）地点		水源 （原水）	浄水場等		給水栓（22地点） （浄水）	
			出口 （浄水）		8地点	14地点
		41地点	7地点 （浄水場）	1地点 （受水場）		
浄水	毎日検査項目（3項目）				1日1回	1日1回
	水質基準項目（52項目）※1		1~2	1~2	4~12	
	水質管理目標設定項目 （26項目）				1	
	放射性物質		4			
原水	水質基準項目（40項目）	1				
	指標菌	4				
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素等※1	12※2				

※1 項目により検査頻度は異なります

※2 経過を考慮して最大12回行います。

## 検査項目の概要



### (1) 採水地点 (検査地点)

#### ア 給水栓

浄水場及び受水場（以下、浄水場等）の系統ごとに、配水管路の末端と考えられる給水栓 8 箇所において検査を行います。

毎日検査については、上記 8 箇所に 1 4 箇所を加えた計 2 2 箇所の給水栓において行います。

#### イ 浄水場等

8 箇所の浄水場等の出口（場内給水栓、配水池等）において検査を行います。

#### ウ 水源

市の水道水源である取水井戸 4 1 箇所において検査を行います。



○配水管路の末端に設置されている水質末端監視局  
水質測定器により、色・濁り・残留塩素などを  
常時測定しています。



○水源における地下水の水質検査  
定期的に地下水の検査を行っています。

## 採水地点の概要

### 水質検査地点一覧

#### 採水地点(末端等)

番号	地 点	浄水場系 給水栓 (8地点)	毎日検査 給水栓 (22地点)
1	郭町浄水場(初雁中学校)	○	○
2	新宿浄水場(今成小学校)	○	○
3	霞ヶ関第一浄水場(富士見六地藏公園)	○	○
4	今福浄水場(大東中学校)	○	○
5	伊佐沼浄水場(古谷小学校)	○	○
6	仙波浄水場(南古谷小学校)	○	○
7	霞ヶ関第二浄水場(笠幡台公園)	○	○
8	中福受水場(低区)(寺尾小学校)	○	○
9	中福受水場(高区)(富士見中学校)	-	○
10	芳野台北公園	-	○
11	柳原公園	-	○
12	小畔の里クリーンセンター	-	○
13	笠幡増圧施設	-	○
14	古谷本郷地内	-	○
15	萱沼地内	-	○
16	渋井地内	-	○
17	かし野台地内	-	○
18	菅間地内高区	-	○
19	菅間地内低区	-	○
20	下小坂地内	-	○
21	下広谷地内	-	○
22	笠幡地内	-	○

#### 採水地点(浄水場等、水源)

番号	地 点	浄水場等 出口 (8地点)	水源 (41地点)
1	郭町浄水場	○	第1～第4水源
2	新宿浄水場	○	第1～第8水源
3	霞ヶ関第一浄水場	○	第1～第5水源
4	今福浄水場	○	第1～第5水源
5	伊佐沼浄水場	○	第1～第6水源
6	仙波浄水場	○	第1～第10水源
7	霞ヶ関第二浄水場	○	第1～第3水源
8	中福受水場	○	-

## (2) 検査項目及び採水頻度

### ○水道法に基づく水質検査

#### ア 給水栓における水質基準項目の水質検査【表1】

水道水は、水質基準に適合するものでなければならず、水質基準として52項目が設定されています。これらの項目は、給水栓で検査することが水道法で義務付けられており、8箇所の給水栓において、以下の頻度で検査を行います。

#### 【月1回の検査項目】

一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度の12項目について、月1回検査を行います。

#### 【年4回の検査項目】

その他の40項目については、年4回検査を行います。

#### イ 給水栓における毎日検査項目の水質検査【表2】

色、濁り及び消毒の残留効果の3項目については、給水栓で1日1回以上検査をすることが水道法で義務付けられており、22箇所の給水栓において検査を行います。

## ○水質管理上必要と判断した水質検査項目

### ア 給水栓における水質管理目標設定項目の水質検査【表3】【表4】

8箇所の給水栓において、水質管理目標設定項目17項目の検査を年1回行います。26項目中、2項目は消毒剤として二酸化塩素を使用していないため実施しません。また、7項目は水質基準項目と重複しているため、基準項目として検査を実施しています。

### イ 浄水場等出口における水質基準項目の水質検査【表5】

浄水場等から送り出す水が良好であることを確認するため、8箇所の浄水場等の出口において、水質基準項目の検査を年2回行います。

### ウ 水源における水質基準項目等の水質検査【表5】【表6】

41箇所の取水井戸において、水質基準40項目（52項目のうち、消毒副生成物及び味の12項目を除いた40項目）の検査を年1回行います。また、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、クリプトスポリジウムの指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）の検査を年4回行います。

さらに、留意すべき地下水汚染物質として、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンについて、追加して検査を行います。これらの追加項目は、過去の水質検査において比較的高い値が検出された取水井戸については、該当する項目の検査頻度を高くするなどして実施します。

### エ 放射性物質の水質検査【表7】

「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」において示されている水道水のモニタリング及び検査方法に基づき検査を行います。全ての地点で放射性物質が3ヶ月以上連続して検出されていないことから、7箇所の浄水場の出口（場内給水栓、配水池等）において、3ヶ月に1回検査を行います。

## 5. 臨時の水質検査

次のような事態が発生し、水質基準値に適合しないおそれが生じた場合には、臨時の水質検査を行います。

- ・ 水源の水質が著しく悪化した場合や水源に異常等があった場合
- ・ 浄水過程で異常があった場合や水質が著しく変化する等水道水質に異常があった場合
- ・ その他、必要があると認められる場合

水源に異常が認められた場合等には、直ちに取水を停止させるなどの措置をとり、必要な検査を行います。

また、臨時の水質検査は、水質異常が発生した場合、直ちに行い、水質異常が終息し、給水栓の水が安全であることが確認できるまで行います。

## 6. 水質検査の方法

水質検査は、毎日検査を除き、定期及び臨時の全ての検査を水道法に基づく国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた水質検査機関に委託して行います。なお、採水については原則市が行います。

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査については、国が定めた検査方法により、その他の項目については上水試験方法（日本水道協会）等により行います。

また、委託した検査の実施状況については、検査結果の根拠となる書類、精度管理の実施に関する書類等を確認するとともに、その他必要な調査等を実施し、検査結果の精度及び信頼性の確保に努めます。

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

水質検査計画は、年度開始前に策定し、川越市のホームページにおいて公表します。

水道法に基づく水質検査の結果等については、川越市のホームページ、水道事業年報等において公表します。

また、計画については、水質の状況、国、県による助言・指導、市民の皆様の意見等を参考にして毎年度見直しを行います。本計画に関するご意見は、随時、下記の問い合わせ先にお寄せください。

## 8. 関係機関との連携

国、埼玉県、市町村、水質検査機関等の関係機関と情報交換を図り、水質事故等が発生した場合には、関係機関と連携して迅速、適切な対応をします。

お問い合わせ 川越市上下水道局 上下水道管理センター 水道施設担当（中福受水場）  
〒350-1156 埼玉県川越市中福 360  
TEL : 049-243-2840  
FAX : 049-243-2201  
E-mail : nakafukujusui★city.kawagoe.lg.jp  
「@」部分を「★」で記載しています。

【表 1】 法令で検査が義務付けられている項目  
給水栓における水質基準項目の水質検査

No	項 目	基 準 値	検査頻度(回/年)
			浄水 給水栓8地点
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	12
2	大腸菌	検出されないこと	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	4
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	4
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	4
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	4
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	4
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	4
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	12
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	4
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	4
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	4
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	4
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	4
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	4
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	4
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	4
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	0.00005 mg/L 以下	4
21	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	4
22	塩素酸	0.6 mg/L 以下	4
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	4
24	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	4
25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	4
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	4
27	臭素酸	0.01 mg/L 以下	4
28	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	4
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	4
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	4
31	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	4
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	4
33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	4
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	4
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	4
36	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	4
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	4
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	4
39	塩化物イオン	200 mg/L 以下	12
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下	4
41	蒸発残留物	500 mg/L 以下	4
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	4
43	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	12
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	12
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	4
46	フェノール類	0.005 mg/L 以下	4
47	有機物(TOC)	3 mg/L 以下	12
48	pH値	5.8以上8.6以下	12
49	味	異常でないこと	12
50	臭気	異常でないこと	12
51	色度	5度 以下	12
52	濁度	2度 以下	12

【表 2】 法令で検査が義務付けられている項目

給水栓における毎日検査項目の水質検査

No	項目	評価	検査頻度(回/日)
			浄水
			給水栓22地点
1	色	異常でないこと	1
2	濁り	異常でないこと	1
3	消毒の残留効果	0.1mg/L以上	1

【表 3】 水質管理上必要と判断した項目

給水栓における水質管理目標設定項目の水質検査

No	項目	目標値	検査頻度(回/年)
			浄水 給水栓8地点
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L 以下	1
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下 *	1
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L 以下	1
4	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	1
5	トルエン	0.4 mg/L 以下	1
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L 以下	1
7	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下	—
8	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下	—
9	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下 *	1
10	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下 *	1
11	農薬類	1 以下	1(表4参照)
12	残留塩素	1 mg/L 以下	—
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	—
14	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	—
15	遊離炭酸	20 mg/L 以下	1
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下	1
17	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下	1
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L 以下	1
19	臭気強度(TON)	3 以下	1
20	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	—
21	濁度	1度 以下	—
22	pH値	7.5程度	—
23	腐食性(ランゲリア指数)	マイナス1程度以上とし、極力0に近づける	1
24	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2000以下 *	1
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	1
26	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下	—

※ 「—」は検査しないことを示しています。

「亜塩素酸」及び「二酸化塩素」については、消毒剤として二酸化塩素を使用していないため検査を行いません。

「残留塩素」「カルシウム、マグネシウム等(硬度)」「マンガン及びその化合物」「蒸発残留物」

「濁度」「pH値」「アルミニウム及びその化合物」は、水道法に基づく定例の検査で実施しています。

※ 「\*」は暫定値を示しています。

※ 農薬類は115物質で1項目です。

※ 農薬類については、各農薬の検出値を目標値で除した値を合計した値で評価します。

【表 4】 水質管理上必要と判断した項目

## 給水栓における水質管理目標設定項目(農薬類)の水質検査

No	農薬名	目標値	検査頻度(回/年)
			浄水 給水栓8地点
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05 mg/L 以下	1
2	2,2-DPA(ダラボン)	0.08 mg/L 以下	—
3	2,4-D(2,4-PA)	0.02 mg/L 以下	1
4	EPN	0.004 mg/L 以下	—
5	MCPA	0.005 mg/L 以下	1
6	アシュラム	0.9 mg/L 以下	—
7	アセフェート	0.006 mg/L 以下	—
8	アトラジン	0.01 mg/L 以下	—
9	アニロホス	0.003 mg/L 以下	—
10	アミトラズ	0.006 mg/L 以下	—
11	アラクロール	0.03 mg/L 以下	—
12	イソキサチオン	0.005 mg/L 以下	1
13	イソフェンホス	0.001 mg/L 以下	—
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01 mg/L 以下	—
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3 mg/L 以下	—
16	イプフェンカルバゾン	0.002 mg/L 以下	1
17	イプロベンホス(IBP)	0.09 mg/L 以下	—
18	イミノクタジン	0.006 mg/L 以下	—
19	インダノファン	0.009 mg/L 以下	—
20	エスプロカルブ	0.03 mg/L 以下	—
21	エトフェンプロックス	0.08 mg/L 以下	—
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01 mg/L 以下	—
23	オキサジクロメホン	0.02 mg/L 以下	—
24	オキシ銅(有機銅)	0.03 mg/L 以下	—
25	オリサストロビン	0.1 mg/L 以下	—
26	カズサホス	0.0006 mg/L 以下	—
27	カフェンストロール	0.008 mg/L 以下	—
28	カルタップ	0.08 mg/L 以下	—
29	カルバリル(NAC)	0.02 mg/L 以下	—
30	カルボフラン	0.0003 mg/L 以下	1
31	キノクラミン(ACN)	0.005 mg/L 以下	—
32	キャブタン	0.3 mg/L 以下	—
33	クミルロン	0.03 mg/L 以下	—
34	グリホサート	2 mg/L 以下	1
35	グルホシネート	0.02 mg/L 以下	1
36	クロメプロップ	0.02 mg/L 以下	—
37	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001 mg/L 以下	—
38	クロルピリホス	0.003 mg/L 以下	—
39	クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L 以下	1
40	シアナジン	0.001 mg/L 以下	—

41	シアノホス(CYAP)	0.003 mg/L 以下	1
42	ジウロン(DCMU)	0.02 mg/L 以下	1
43	ジクロベニル(DBN)	0.03 mg/L 以下	1
44	ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/L 以下	—
45	ジクワット	0.01 mg/L 以下	1
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004 mg/L 以下	—
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005 mg/L 以下	—
48	ジチオピル	0.009 mg/L 以下	—
49	シハロホップチル	0.006 mg/L 以下	1
50	シマジン(CAT)	0.003 mg/L 以下	1
51	ジメタメトリン	0.02 mg/L 以下	—
52	ジメトエート	0.05 mg/L 以下	—
53	シメトリン	0.03 mg/L 以下	—
54	ダイアジノン	0.003 mg/L 以下	1
55	ダイムロン	0.8 mg/L 以下	1
56	ダゾメット、メム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	0.01 mg/L 以下	1
57	チアジニル	0.1 mg/L 以下	—
58	チウラム	0.02 mg/L 以下	1
59	チオジカルブ	0.08 mg/L 以下	—
60	チオファネートメチル	0.3 mg/L 以下	—
61	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	—
62	テフリルトリオン	0.002 mg/L 以下	1
63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02 mg/L 以下	—
64	トリクロピル	0.006 mg/L 以下	1
65	トリクロルホン(DEP)	0.005 mg/L 以下	1
66	トリシクラゾール	0.1 mg/L 以下	—
67	トリフルラリン	0.06 mg/L 以下	1
68	ナプロパミド	0.03 mg/L 以下	—
69	パラコート	0.01 mg/L 以下	1
70	ピペロホス	0.0009 mg/L 以下	—
71	ピラクロニル	0.01 mg/L 以下	1
72	ピラゾキシフェン	0.004 mg/L 以下	—
73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02 mg/L 以下	1
74	ピリダフェンチオン	0.002 mg/L 以下	—
75	ピリブチカルブ	0.02 mg/L 以下	—
76	ピロキロン	0.05 mg/L 以下	—
77	フィプロニル	0.0005 mg/L 以下	1
78	フェニトロチオン(MEP)	0.01 mg/L 以下	1
79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L 以下	—
80	フェリムゾン	0.05 mg/L 以下	—

81	フェンチオン(MPP)	0.006 mg/L 以下	—
82	フェントエート(PAP)	0.007 mg/L 以下	1
83	フェントラザミド	0.01 mg/L 以下	—
84	フサライド	0.1 mg/L 以下	—
85	ブタクロール	0.03 mg/L 以下	—
86	ブタミホス	0.02 mg/L 以下	—
87	ブプロフェジン	0.02 mg/L 以下	—
88	フルアジナム	0.03 mg/L 以下	—
89	プレチラクロール	0.05 mg/L 以下	—
90	プロシミドン	0.09 mg/L 以下	—
91	プロチオホス	0.007 mg/L 以下	—
92	プロピコナゾール	0.05 mg/L 以下	—
93	プロピザミド	0.05 mg/L 以下	—
94	プロベナゾール	0.03 mg/L 以下	1
95	プロモブチド	0.1 mg/L 以下	1
96	ベノミル	0.02 mg/L 以下	—
97	ベンシクロン	0.1 mg/L 以下	—
98	ベンゾビシクロン	0.09 mg/L 以下	—
99	ベンゾフェナップ	0.005 mg/L 以下	—
100	ベンタゾン	0.2 mg/L 以下	1
101	ベンディメタリン	0.3 mg/L 以下	—
102	ベンフラカルブ	0.02 mg/L 以下	1
103	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01 mg/L 以下	—
104	ベンフレセート	0.07 mg/L 以下	—
105	ホスチアゼート	0.005 mg/L 以下	—
106	マラチオン(マラソン)	0.7 mg/L 以下	—
107	メコプロップ(MCPP)	0.05 mg/L 以下	—
108	メソミル	0.03 mg/L 以下	1
109	メタラキシル	0.2 mg/L 以下	1
110	メチダチオン(DMTP)	0.004 mg/L 以下	1
111	メミノストロビン	0.04 mg/L 以下	—
112	メトリブジン	0.03 mg/L 以下	—
113	メフェナセツト	0.02 mg/L 以下	—
114	メプロニル	0.1 mg/L 以下	—
115	モリネート	0.005 mg/L 以下	1

※ 「—」は検査しないことを示しています。

※ 農薬類の検査項目については、市内販売状況、検出状況等を考慮し、115物質のうち37物質を選定しました。

【表 5】 水質管理上必要と判断した項目  
 ・ 浄水場等出口における水質基準項目の水質検査  
 ・ 水源における水質基準項目の水質検査

No	項 目	基 準 値	検査頻度(回/年)	
			浄水	原水
			浄水場等出口 8地点	取水井戸 41地点
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	2	1
2	大腸菌	検出されないこと	2	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	2	1
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	2	1
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	2	1
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	2	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	2	1
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	2	1
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	2	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	2	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	2	1
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	2	1
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	2	1
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	2	1
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	2	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	2	1
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	2	1
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	2	2
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	2	2
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	0.00005 mg/L 以下	2	1
21	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	2	1
22	塩素酸	0.6 mg/L 以下	2	—
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	2	—
24	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	2	—
25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	2	—
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	2	—
27	臭素酸	0.01 mg/L 以下	2	—
28	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	2	—
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	2	—
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	2	—
31	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	2	—
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	2	—
33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	2	1
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	2	1
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	2	1
36	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	2	1
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	2	1
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	2	1
39	塩化物イオン	200 mg/L 以下	2	1
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下	2	1
41	蒸発残留物	500 mg/L 以下	2	1
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	2	1
43	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	1	1
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	1	1
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	2	1
46	フェノール類	0.005 mg/L 以下	2	1
47	有機物(TOC)	3 mg/L 以下	2	1
48	pH値	5.8以上8.6以下	2	1
49	味	異常でないこと	2	—
50	臭気	異常でないこと	2	1
51	色度	5度 以下	2	1
52	濁度	2度 以下	2	1

【表 6】 水質管理上必要と判断した項目

水源における指標菌等の水質検査

No	項 目	目 標 値	検査頻度(回/年)
			原水
			取水井戸 41地点
1	指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)	—	4
2	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	12※
3	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
4	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	

※ 経過を考慮して最大12回行います。

【表 7】 水質管理上必要と判断した項目

浄水場等出口における放射性物質の水質検査

No	項 目	目 標 値	検査頻度(回/年)
			浄水
			浄水場等出口7地点
1	放射性セシウム (セシウム134、セシウム137)	10Bq/kg *	4

※ セシウム134とセシウム137の合計